# あなたの



から大きく変わります。 (所得税) みなさんが納めている住民税が平成19年度分 から地方 その主な内容をお知らせし (住民税) への税源移譲に

個人住民税の

課税所得金額

200万円

以下の方

200万円

超の方

伴い、国

### 13% 10% 5% 市民税8% 県民税2% ▲200万円 ▲700万円 (国税所得) 40 平成19年度分から 10% 市民税6% 県民税4% (課机所得)

### ●課税所得とは?…〈前年中の所得金額-所得控除額〉

(1)

げとなります。 5%に引き下げ、 得税の税率も改正されます。 6 ٤ % また、このことに伴い増税とならないよう、 個人住民税所得割の税率が一律 県民税4%)になります。 (平成19年分から適用) 最高税率が37%→40%に引き上 最低税率が10%→ 10 % 市 戌 所

## 個人住民税所得割の税率の改正

|                      |     | 控除される金額           |
|----------------------|-----|-------------------|
| (イ)                  | (口) | のいずれか少ない金額の5%     |
|                      | (イ) | 人的控除額の差の合計額       |
|                      | (口) | 個人住民税の課税所得金額      |
| {人的控除額の差の合計額一(個人住民税の |     |                   |
|                      |     | 課税所得金額一200万円)}×5% |

ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円とする。

### 税率の改正 平成19年度から適用

(1)

税

控除されます。 調整するため、 この調整措置により、 個人住民税所得割から次表の額が

者の負担は変わりません。 税源移譲後も個々の納税

個人住民税と所得税では、 人的控除額 (基礎控

除額、配偶者控除額および扶養控除額等の控除額) に差があります。この差によって生じる負担増を